

復興特区制度：復興推進計画に基づく特例の概要

○ 地方公共団体が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた復興推進計画に基づき、税・金融上の特例、規制・手続の特例が講じられ、企業の新規立地や投資をはじめとする復興のための取組を促進。

特例措置の概要

税制上の特例

事業者の税負担の軽減

- ・取得する機械等に係る特別償却又は税額控除
- ・被災雇用者に対する給与等支給額の10%の税額控除
- ・新規立地新設企業を5年間無税 等

金融上の特例

事業者への低利融資

- ・指定金融機関に対する利子補給金の支給

規制・手続等の特例

土地の有効活用等、事業活動への負担軽減

- ・工場立地法上の緑地面積等の比率に係る要件の緩和
- ・都市計画で定められた土地用途に係る規制の緩和
- ・医療機器製造販売業の許可基準の緩和 等

対象区域

